Art Award IN THE CUBE 2027 協賛要領

（目的）

第１条　この要領は、Art Award IN THE CUBE 2027（以下、「AAIC2027」という。）の趣旨に賛同する個人、法人、その他団体（以下「企業等」という。）が、AAIC2027 に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（協賛）

第２条　この要領において協賛とは、企業等が Art Award IN THE CUBE 実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

（１）資 金 協 賛　AAIC2027 の準備及び運営に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

（２）物品等協賛　AAIC2027 の準備及び運営に要する物品及び広報等（以下「協賛品」という。）の提供

２　前項第１号に規定する協賛金の提供については、１万円を１口とする。

３　第１項第２号に規定する協賛品は、別表１に定める「協賛品の例示」を参考に物品等協賛を行おうとする企業等と実行委員会が協議し決定する。

（募集期間）

第３条　募集期間は、令和８年１２月１日から１２月２５日までとする。

（協賛の申込等）

第４条　企業等は、あらかじめ協賛申込書（別記第１号様式。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

２　実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第９条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込書を提出した企業等（以下「申込者」という。）に対し協賛申込受理書（別記第２号様式。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

（協賛金の振込等）

第５条　協賛金の申込者は、受理書の通知を受け、実行委員会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛金を一括して納付するものとする。ただし、第３条に定める募集期間内に、あらかじめ実行委員会の承認を得た場合は、協賛金を分割して納付することができるものとする。

２　協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理書の通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、協賛金の領収書を発行することができるものとする。

（協賛品の受納等）

第６条　協賛品の申込者（以下「協賛者」という。）は、受理書の通知を受け、実行委員会が指定する方法により、協賛品を納めるものとする。

２　協賛品として、広報等を行おうとする者は、内容の詳細について事前に実行委員会と協議し、広報又はＰＲを実施するものとする。
３　協賛者が、前項の協賛を実施したときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。
４　複数の申込者から同一の物品等協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとする。
５　実行委員会は、協賛者の希望により、協賛品の受納書を発行することができるものとする。

（協賛の特典等）
第７条　協賛者の特典は、別表２のとおりとする。ただし、協賛品の場合は、実行委員会が換算した金額に応じたものとする。
２　企業等が複数回協賛した場合は、その合計額に応じた特典とする。
３　実行委員会は、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

（協賛金の使途）
第８条　協賛金は、その全てをAAIC2027行事の経費に使用し、目的外使途には一切使用しないものとする。

（協賛申込の不受理等）
第９条　実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知するものとする。
（１）特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はAAIC2027を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（３）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（４）役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
（５）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
（６）役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）を利用している個人又は法人等
（７）役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

（８）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

（９）役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（10）AAIC2027について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

（11）その他法令又は公序良俗に反する者など実行委員会会長が不適当と判断する者

２　実行委員会会長は、協賛者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛品を返戻する。

附　則

この要領は、令和８年１２月１日から施行する。

別記第１号様式

Art Award IN THE CUBE 2027協賛申込書

年　　月　　日

Art Award IN THE CUBE実行委員会
会　長　　土屋　明之　　様

住所又は所在地
名称
代表者（役職・氏名）

Art Award IN THE CUBE 2027への協賛について、下記のとおり申し込みます。

１　協賛の形態（該当するものを〇で囲んでください）

資金協賛　　・　　物品等協賛

２　協賛の内容

（１）資金協賛

金　　額	金　　円
納入予定時期	令和　　年　　月

（２）物品等協賛

品　　名	
数　　量	
仕　様　等	
付 属 品 等	
提 供 方 法	提　供　　・　　貸　与
価　　格	
納品予定時期	令和　　年　　月

３　連絡先

担当者名		所属	
役職		電話	
E-mail			

別記第２号様式

Art Award IN THE CUBE 2027協賛申込受理書

年　　月　　日

様

Art Award IN THE CUBE実行委員会
会　長　　土屋　明之

　　年　　月　　日付けで申込みのありました「Art Award IN THE CUBE 2027協賛申込書」を受理いたしました。
　協賛金の支払い方法（又は協賛品の受納方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

１　協賛金の納入方法

　同封の「協賛金の納入方法について（ご案内）」のとおり、期限までにArt Award IN THE CUBE実行委員会へお振込み願います。

【協賛品の場合】
　１　協賛品の納品方法
　　別添の方法により、期限までに納品をお願いします。

２　協賛者ロゴの掲載（協賛金額１０万円以上の場合のみ）

　チラシ・ポスター、作品目録（ガイドブック）・記録誌、協賛者ボード、AAIC2027公式ホームページ、SNS動画等で掲載しますので、希望される場合はロゴの電子データの提供をお願いします。

３　ホームページへのリンク（協賛金額１０万円以上の場合のみ）

　AAIC2027公式ホームページから、貴ホームページへリンクしますのでアドレスをご連絡ください。

Art Award IN THE CUBE事務局			
担 当 係 長		担　　当	
T　E　L			
E‐m a i l			

別表１

協賛品の例示

1	広報活動で使用する物品及び広告媒体 （１） ノベルティグッズ （２） 新聞、雑誌等広報スペース （３） カウントダウンボード、懸垂幕、横断幕、のぼり旗 （４） テレビ、ラジオＣＭの制作・放送 （５） 電車、バス、駅等公共機関等への広告掲出
2	来場者に配布する物品 （１） 配布物入れ紙バッグ、ビニールバック
3	スタッフに配布する物品 （１）スタッフジャンパー、帽子
4	その他　AAIC2027の実施に要する物品 （１）パソコン、カメラ等（貸与を含む）

【留意事項】

１　実行委員会で、協賛品の色、規格、デザイン等を指定するものとする。

２　協賛者は、協賛品に企業・団体名称を表示することができる。また、文字サイズ、表示方法等は実行委員会と協議すること。

別表２

協賛者特典一覧

	特典内容	100 万円以上	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	10 万円以上 30 万円未満	5 万円以上 10 万円未満	1 万円以上 5 万円未満
1	SNS 動画への 協賛者名又はロゴの掲載	大	中	小	－	－	－
2	展覧会観覧者への 企業ノベルティ配布	○	○	○	○	－	－
3	チラシ・ポスター、作品目録（ガイドブック）・記録誌等への 協賛者名又はロゴの掲載	協賛者名又は ロゴ　大	協賛者名又は ロゴ　大	協賛者名又は ロゴ　中	協賛者名又は ロゴ　小	協賛者名	－
4	協賛者ボードへの 協賛者名又はロゴの掲出 ※AAIC2027 開催期間中	協賛者名又は ロゴ　大	協賛者名又は ロゴ　大	協賛者名又は ロゴ　中	協賛者名又は ロゴ　小	協賛者名	協賛者名
5	公式 HP への協賛者名又はロゴの掲出 ※原則令和９年１２月３１日まで	協賛者名又は ロゴ　特大 リンク設定可	協賛者名又は ロゴ　大 リンク設定可	協賛者名又は ロゴ　中 リンク設定可	協賛者名又は ロゴ　小 リンク設定可	協賛者名	協賛者名
6	Art Award IN THE CUBE 2027 支援呼称・ロゴの使用 ※原則令和９年１２月３１日まで	○	○	○	○	○	○
7	関連グッズ等の贈呈	○	○	○	○	○	○

【留意事項】

１　特典の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申し込み順とする。なお、
金額と申し込みが共に同じ場合は、五十音順に掲載する。

２　特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出ること。

３　納付（納品）日によっては、特典の一部（主に印刷物への掲載）を受けることができない場合がある。